

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月10日

大分市長 足立 信也

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が、労働力不足、物価高騰等の影響により
厳しい経営を強いられている状況において、雇用する労働者の生活水準の維持、労働力の確保等のために持続的な賃金の引上げを実施する中小企業者等に対して交付する大分市中小企業等賃金引上げ奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）をいう。

ア 一の大企業（中小企業者以外の企業をいう。以下同じ。）により、当該中小企業者の発行済み株式総数の2分の1以上を単独で所有されているもの又は出資総額の2分の1以上を出資されているもの

イ 複数の大企業により、当該中小企業者の発行済み株式総数の3分の2以上を

所有されているもの又は出資総額の3分の2以上を出資されているもの

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

(2) その他の法人 中小企業者に該当しない事業者であって、次のいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、設立登記を行っている法人に限る。以下同じ。）をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が1億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が100人以下であること。

(3) 中小企業者等 中小企業者及びその他の法人をいう。

(4) 基本給単価 中小企業者等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

(5) 正規雇用労働者 期間の定めのない契約により雇用される労働者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づく厚生年金保険の被保険者であるものをいう。

(6) 非正規雇用労働者 正規雇用労働者以外の者であって、同一の中小企業者において週に20時間以上勤務し、かつ、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険の被保険者であるものをいう。

(7) 賃上げ額 賃金の引上げ後の基本給単価と賃金の引上げ前の基本給単価との

差額をいう。

(8) 賃上げ率 賃上げ額を賃金の引上げ前における基本給単価の額で除して得たものをいう。

(9) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められる地域別最低賃金又は特定最低賃金のうち、当該労働者に適用されるものをいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社、本店若しくは事務所（個人の場合にあっては、事業所）を有する中小企業者又は市内に主たる事業所を有するその他の法人であって、第5条の規定による奨励金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）が1月1日から3月31日までのときはその前年中に、申請日が4月1日から12月31日までのときは申請日の属する年の1月1日から同年12月31日までの間に、次の各号に掲げる労働者の区分に応じ、当該各号に定める賃金の引上げを行い、かつ、申請日が1月1日から3月31日までのときはその前年中に、申請日が4月1日から12月31日までのときは申請日の属する年の1月1日から同年12月31日までの間に当該賃金の引上げ後の基本給単価により算定した賃金を3か月以上連続して支給したものとする。

(1) 正規雇用労働者 定期昇給分を除く賃上げ率が2.0%以上の賃金の引上げ

(2) 非正規雇用労働者 定期昇給分を除く賃金の引上げ後の基本給単価の時給換算額が、当該支給時点において適用される最低賃金を上回る額について、賃金の

引上げ前の基本給単価の時給換算額から20円以上の賃金の引上げ

2 前項の規定による賃金の引上げの対象とする正規雇用労働者及び非正規雇用労働者（以下「引上げ対象労働者」という。）は、申請日において、交付対象者に雇用されている者であって、市内に住所を有するものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とし
ない。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人

(2) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいう。）

(3) 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者

(4) 宗教上の組織又は団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 次のいずれかに該当する事業を営む者

ア 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）

イ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）

ウ 公序良俗に反する事業その他奨励金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

(7) 申請日において本市の市税を滞納している者

(8) 従業員に対し支給した賃上げに係る賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者

(9) 前各号に掲げる者のほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認める者

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、次に掲げる引上げ対象労働者の区分に応じ、当該各号に掲げる額に引上げ対象労働者の区分に該当する者の数をそれぞれ乗じて得た額を合計した額とする。

(1) 正規雇用労働者（定期昇給分を除く賃上げ率が2.0%以上の賃上げが実施された者に限る。） 5万円

(2) 非正規雇用労働者（定期昇給分を除く賃金の引上げ後の基本給単価の時給換算額が、当該支給時点において適用される最低賃金を上回る額について、賃金の引上げ前の基本給単価の時給換算額から20円以上40円未満の賃金の引上げが実施された者に限る。） 1万5千円

(3) 非正規雇用労働者（定期昇給分を除く賃金の引上げ後の基本給単価の時給換算

額が、当該支給時点において適用される最低賃金を上回る額について、賃金の引上げ前の基本給単価の時給換算額から40円以上の賃金の引上げが実施された者に限る。) 3万円

- 2 奨励金の交付の上限額は、一の交付対象者当たり50万円とする。
- 3 奨励金の交付の申請は、一の年度に、一の交付対象者につき1回限りとする。
- 4 奨励金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 登記情報等が分かる書類の写し
- (2) 賃金引上げ算定表(様式第2号)
- (3) 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (4) 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金の引上げ前後における基本給単価が分かる書類の写し
- (5) 引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し(引上げ対象労働者が非正規雇用労働者の場合に限る。)
- (6) 誓約書兼同意書(様式第3号)
- (7) 市税完納証明書又はその写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定し、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、当該決定に係る申請書に記載された口座への振込みにより奨励金を交付するものとする。

3 市長は、前条の規定による申請があった場合において、奨励金の交付をしないことを決定したときは、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請書を提出した申請者に通知するものとする。

4 申請書の記載事項に不備等があり、その確認等に努めたにもかかわらず、記載事項の補正等が行われず、当該申請者の責めに帰すべき事由により奨励金の交付の決定ができなかったときは、当該申請者は、奨励金の交付を辞退したものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 法令、この要綱及び市長の指示に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(4) 奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき奨励金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第8条 交付事業者は、奨励金の交付の申請に係る書類及び帳簿（以下「書類等」という。）を整備し、第6条第1項の規定による交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類等の検査をさせることができる。

2 交付事業者は、大分市監査委員の求めに応じ、いつでも監査を受けなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

大分市長 殿

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付を受けたいので、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて奨励金の交付を申請します。

1 申請者の情報

所在地	〒 -				
事業所名 (法人名・屋号)		代表者 (役職・氏名)			
主たる業種					
業種の詳細					
常時使用する 従業員の数 (全体)		人	資本金の額 (法人のみ)		万円

2 交付申請の内容

引上げ対象 労働者	賃上げ率2.0%以上の 正規雇用労働者		非正規雇用労働者		
		人	賃上げ額20円以上40円未満	賃上げ額40円以上	人
交付申請額 (上限:50万円)		円			

3 振込先口座

金融機関コード					支店コード			
金融機関名					支店名			
種目	<input type="checkbox"/> 普通預金				<input type="checkbox"/> 当座預金			
口座番号	(右詰めで記入)							
口座名義人	フリガナ							
	氏名							

担当者情報	担当者 (所属・氏名)							
	電話番号 (日中連絡のつく番号)		FAX					
	メールアドレス							

賃金引上げ算定表(正規雇用労働者)

事業所名 (法人名・屋号)	
------------------	--

※ 基本給単価に定期昇給・賞与・各種手当等は含まないこと。
 ※ 賃上げ前後ともに、当該支給日時点の最低賃金以上であること。
 ※ 賃金の引上げ後の基本給単価により算定した賃金を3か月以上連続して支給していること。

●引上げ対象労働者

	基本情報				賃上げ内容						賃上げ後の賃金支給実績	
	氏名	住所 ※町名まで記載	基本給単価 の単位	月の所定労働 時間 (時間/月)	賃上げ前の基本給 単価(A)	賃上げ後の基本 給単価(B) ※定期昇給分は除く。	賃上げ率 (B-A)/A (%)	賃上げ前の基本給単価 の時給換算額(A') (円/時間)	賃上げ後の基本給単価 の時給換算額(B') (円/時間)	賃上げ前後とも に最低賃金 以上である。	1人当たり の奨励金額 (円)	1か月目 支給年月
1		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
2		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
3		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
4		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
5		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
6		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
7		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
8		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
9		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
10		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
11		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
12		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
13		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
14		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
15		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
16		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
17		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
18		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
19		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
20		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済

賃金引上げ算定表(非正規雇用労働者)

※ 基本給単価に定期昇給・賞与・各種手当等は含まないこと。
 ※ 賃上げ前後ともに、当該支給日時点の最低賃金以上であること。
 ※ 賃金の引上げ後の基本給単価により算定した賃金を3か月以上連続して支給していること。
 ※ 賃上げ額(B'-A')は、賃上げ前の基本給単価の時給換算額(A')が賃上げ後の賃金支給時点の最低賃金額を下回っている場合、最低賃金額との差となります。

事業所名 (法人名・屋号)	
------------------	--

●引上げ対象労働者

	基本情報				賃上げ内容						賃上げ後の賃金支給実績	
	氏名	住所 ※町名まで記載	基本給単価 の単位	週の所定労働 時間 (時間/週)	賃上げ前の基本給 単価(A)	賃上げ後の基本 給単価(B) ※定期昇給分は除く。	賃上げ前の基本給単価 の時給換算額(A') (円/時間)	賃上げ後の基本給単価 の時給換算額(B') (円/時間)	賃上げ額 (B'-A') (円/時間)	賃上げ前後とも に最低賃金 以上である。	1人当たり の奨励金額 (円)	1か月目 支給年月
1		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
2		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
3		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
4		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
5		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
6		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
7		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
8		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
9		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
10		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
11		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
12		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
13		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
14		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
15		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
16		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
17		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
18		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
19		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済
20		大分市								<input type="checkbox"/> はい		支給済 <input type="checkbox"/> 支給済

大分市長 殿

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第1号）及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
- 2 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第2条第3号に規定する中小企業者等に該当します。
- 3 同一年度に大分市から奨励金その他賃上げを目的とする公的給付は受けていません。
- 4 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付を受けるため、大分市が必要と認めた場合は、税関係情報を公簿により確認することに同意します。
- 5 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
 - (2) 政治団体
 - (3) 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者
 - (4) 宗教上の組織又は団体
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業を行っていません。
- 7 奨励金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていません。
- 8 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 9 奨励金の交付後に虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたと市長が認めた場合は、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付決定の取消し及び返還請求を受けることがあることを理解し、当該請求を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従います。
- 10 申請内容に不備があり、その不備を補正しない場合は奨励金が交付されないことに同意します。
- 11 申請内容に不正があった場合等必要がある場合には、奨励金の交付を受けた事業者名、申請内容等の情報が公表されることに同意します。
- 12 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署等）の求めに応じて提供することに同意します。

年 月 日

事業所名（法人名・屋号）	
代表者（役職・氏名）	

第 年 月 号
年 月 日

殿

大分市長

印

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付については、次のとおり決定したので、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 奨励金の額 _____ 円
2 交付の条件

第 号
年 月 日

殿

大分市長



大分市中小企業等賃金引上げ奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付については、
交付をしないことに決定したので、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第6条第3項の規
定により通知します。

交付をしない理由